



らんこしちょう

蘭越町

RANKOSHI TOWN

文字サイズ



背景色



言語を選択

サイト内検索



くらし・手続き

子育て・教育

健康・福祉

しごと・産業

観光・あそび

町政

犬・猫の飼い方について

ホーム > くらし・手続き > 犬・猫の飼い方について

住民福祉課 電話:0136-55-6438

飼い犬の登録と予防注射について

新たに生後91日以上の子犬を飼われた方は、飼われてから30日以内に飼い犬の登録をしなければなりません。なお、登録した内容に変更があるとき、(死亡や、住所変更、飼い主の異動等) また、町外で狂犬病予防注射を受けたときは届け出が必要です。犬の鑑札と狂犬病予防注射済票は、必ず犬の首輪につけてください。

注意事項

かんたん検索

妊娠・出産



子育て



学校



住民票・証明



狂犬病予防注射は、必ず年1回受けなければなりません。犬が放たれたとき(迷い犬)は役場に連絡してください。

ねこの餌やりについて

飼う意思を持たずに餌を与えてはいけません。餌を与えることによって、そこにねこが集まり、繁殖による増加、糞尿被害などで、近隣の人たちに迷惑をかけてしまいます。外で暮らすねこは、感染症や交通事故などで命を落としやすく、室内で暮らすねこに比べて、不幸な生涯を送ります。「かわいそうだから」と餌を与える行為が、不幸なねこを増やしてしまいます。

さくらねこTNR事業について

公益財団法人どうぶつ基金が手術費等を全額負担する「さくらねこ無料不妊手術事業」に参加し、地域猫活動を行うボランティア団体等と連携してTNR事業を行います。「さくらねこ無料不妊手術事業」とは、飼い主のいない猫に対し「さくらねこTNR(Trap/捕獲し、Neuter/不妊去勢手術を行い、Return/元の場所に戻す、その印として耳先をさくらの花びらのようにカットする)」を実施することで、繁殖を防止し、「地域猫」「さくらねこ」として一代限りの命を全うさせ、飼い主のいない猫に関わる苦情や、殺処分の減少に寄与する活動です。

- [公益財団法人どうぶつ基金ホームページ](#)

結婚・離婚



引っ越し・住まい



ごみ



医療



高齢・介護



救急



くらし・手続き

ゴミ・リサイクル

> [ごみの分け方](#)

> [資源ごみの分け方](#)